

報告第 6 号

事故繰越しの繰越しについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により、避けがたい事故繰越しの繰越しについて、別紙計算書のとおり報告する。

平成 26 年 6 月 6 日提出

市川市長 大 久 保 博

平成 25 年 度 市 川 市 一 般 会 計

会計名	款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
					支出済額	支出未済額	
一般 会 計	民 生 費	児 童 福 祉 費	保育園整備計画事業	円 151,053,000	円 0	円 151,053,000	円 0

事故繰越し繰越計算書

翌 繰 越 年 度 額	左 の 財 源 内 訳					説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
円	円	円	円	円	円	保育園整備計画事業の「ありのみ保育園」整備について、平成26年2月の2度にわたる記録的な大雪の影響により大幅な工期の遅れが生じ年度内の事業完了が見込めないことから、事故繰越しとなるもの。
151,053,000	0	117,406,000	21,300,000	0	12,347,000	